

○介護報酬算定に係る体制等に関する届出【地域密着型通所介護】

次の内容の加算（減算）等を算定しようとする場合は、事前に瀬戸内市への届出が必要です。

届出をしていないと、サービスを提供しても報酬が支払われませんのでご注意ください。
届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定開始となります。

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定はできません。

（注）介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、前々月末日が締切りとなりますので御注意ください。

加算等	提出書類
人員欠如による減算 （減算の解消）	①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《人員欠如が生じた月のもの》 《人員欠如が解消した場合は解消した月のもの》 ※従業者に欠員が生じている状態が継続する場合には、速やかに瀬戸内市に連絡してください。
高齢者虐待防止措置実施の有無	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
業務継続計画策定の有無	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 ※利用者数が減少した月の翌月15日までに届出が必要です。	①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式
時間延長サービス体制	①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③運営規程 ※時間延長サービスを行う旨を記載していること。
入浴介助加算 （加算Ⅰ、加算Ⅱ）	①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③平面図（浴室がどこかを明記） ④写真（浴室・浴槽） ⑤入浴介助に関する研修を実施または実施することがわかる資料

<p>中重度者ケア体制加算</p>	<p>①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ④中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙22） ⑤利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算）（別紙22-2） ⑥看護職員の資格証の写し</p>
<p>生活機能向上連携加算 （加算Ⅰ、加算Ⅱ）</p>	<p>①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 別紙3-2 ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表 別紙1-3 ③指定訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを提供している医療提供施設と連携をしていることがわかる契約書（協定）等の写し</p>
<p>個別機能訓練加算 （加算Ⅰイ、加算Ⅰロ）</p>	<p>①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） <u>※加算（Ⅰイ）と加算（Ⅰロ）の併算定はできません。</u> ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 <u>※加算（Ⅰイ）は、運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たすこととして差し支えない。</u> <u>※加算（Ⅰロ）は、加算（Ⅰイ）の機能訓練指導員に加えて、専従の機能訓練指導員を1人以上配置することで算定できます。</u> ④理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（※）、はり師、きゅう師の資格証の写し ※これらの者が機能訓練指導員として配置された事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するはり師・きゅう師の場合は、それを証明するための実務経験証明書も要する</p>
<p>ADL維持等加算〔申出〕</p>	<p>①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ※提出時には、「ADL維持等加算〔申出〕の有無」欄にのみ、○を付けること。</p>
<p>認知症加算</p>	<p>①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ④認知症加算に係る届出書（別紙23） ⑤認知症加算に係る確認表（別紙23-2） ⑥認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了したことが確認できる書類。<u>認知症ケアに関する専門性の高い看護師であることが確認できる書類。</u></p>

<p>若年性認知症利用者受入加算</p>	<p>①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）</p>
<p>栄養アセスメント・栄養改善体制</p>	<p>①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ④管理栄養士の資格証の写し （※外部との連携により、管理栄養士を配置した場合は、外部と連携したことが分かる契約書（協定）等の写し）</p>
<p>口腔機能向上加算</p>	<p>①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ④言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し</p>
<p>科学的介護推進体制加算</p>	<p>①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）</p>
<p>サービス提供体制強化加算 （加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、加算Ⅲイ、加算Ⅲロ） ※毎年度確認が必要 ※次年度に向けたサービス提供体制強化加算の変更は、毎年3月15日が締切りとなります（年度途中から変更する場合には、変更月の前月の15日まででも可）。</p>	<p>①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-3） ※新たに事業開始する事業所については、4月日以降届出が可能となります。 ④サービス提供体制強化加算に係る確認表（別紙14-3付表） ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《届出月の前月のもの》 ⑥加算対象となる介護職員の資格証等の写し ※加算（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を算定する場合に添付。 ⑦サービス提供体制強化加算に係る勤続年数10年、7年、3年以上の者の状況（市様式14） ※加算（Ⅰ、Ⅲ、Ⅲイ、Ⅲロ）を算定する場合に添付。</p>
<p>L I F Eへの登録</p>	<p>①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）</p>

割引率の設定・変更	①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5-2） ④運営規程（割引について具体的に記載）
加算等の取り下げ	①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 《加算等の要件を満たしていた最終月のもの》

- ※1 「加算等の取り下げ」とは、事業所として加算等の要件を満たさなかった場合を指します。
- ※2 加算等の追加・取り下げの場合は、各事業所において、重要事項説明書に加算項目の追加・削除を行ってください。
- ※3 その他確認が必要な書類の提出をお願いする場合があります。